

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年3月18日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月27日から同年4月16日まで縦覧に供する。

平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新居新池地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高月池地区	”
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 衣掛池・佐料地区	”
高松市下笠居土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 桑崎農道地区	”